

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第 8 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年葛飾区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第 8 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第17条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第18条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第19条第 1 項第 1 号並びに第21条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第18項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第17条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第18条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第19条第 1 項第 1 号並びに第21条第 4 項の改正規定並びに付則第 3 項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例第13条第 8 項第 4 号（同条第 9 項において準用する場合を含む。）及び同条第12項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に

安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、葛飾区規則で定める。